

## BusiNest「トライアルコース」利用者募集要項

中小企業大学校東京校内にて運営しています創業支援施設 BusiNest（ビジネス）では、BusiNest「トライアルコース」利用者について、お申込みを受け付けております。

BusiNest「トライアルコース」は、同「創業準備コース」の前の入門コースの位置づけで、創業を考えているけれども事業コンセプトが固まらない方、創業に向けた一歩が踏み出せない方を対象に事業のコンセプトワークや、対話を促し創業マインドの醸成を図り、セミナー等のサービスを提供するコースです。

募集内容の詳細については、下記をご覧ください。

### 記

#### 1. トライアルコース利用者（以下「利用者」と略す。）の資格

次の①～②のいずれかに該当し、かつ BusiNest からの支援を受けようとする者であって、公序良俗に反しない事業に取り組んでいる、又は取り組もうとしている者

- ① 創業を考えているけれども事業コンセプトが固まらない方
- ② 事業アイデアは固まっているものの創業に向けた一歩が踏み出せない方

上記①～②のどちらの場合も、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（「反社会的勢力」）を除く。

#### 2. 利用期間

3か月（トライアルコースのサービス運営期間）

○審査基準の主な内容

- ・ 起業・創業に向けた想いがある方
- ・ BusiNest が行う事業を理解し、主体的に行動できるかどうか
- ・ 機構、関係機関、他会員と良好な関係を築けるか

#### 3. 支援の内容

本コースでの支援は、会員がセミナー、ワークショップ等に参加して、自己理解の促進と創業に向けたマインドを醸成し、創業の事業コンセプトを固めるための個別相談などを行います。

支援とは、利用者の様々な相談に応じ、自らが創業に向けた決意と事業への決断を行い、事業をしていく上で必要な道筋をアドバイスすることです。

4. 基本利用料（税込み）

無料

5. 申込受付期間

3月と9月の2回。

8. 申込受付方法

所定の申込書、その他必要書類を、末尾に記載のお申し込み先まで持参、または郵送してください。

申込書、その他必要書類は、以下のホームページよりダウンロードしてください。

<https://businest.smrj.go.jp/course/●●/>（決裁次第ページ作成）

なお「BusiNest 利用規約」及び「BusiNest 成長支援コース利用細則」を必ずご確認の上、お申込みを行ってください。

9. 利用者の決定方法

申込書を受理した後、面接を行い、起業・創業に向けた想いがあるかどうかを機構での審査により利用者として決定します。

事業内容等により、利用者とならない場合があることをご承知おき下さい。

※ 審査結果に関する個別の問い合わせは、一切受付いたしません。

○利用者決定の際の主な審査事項の内容

・ 支援の必要性

※ BusiNestにて支援の実行不可能なビジネスは「農業」「医業・歯科医業」「連鎖販売取引ビジネス」などです。

※ 創業支援コンサルティングや経営コンサルティング及びそれらの関連業務、ならびに公認会計士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士等の士業資格保有者が行う専門領域における業務についても支援の実行が不可能となります

・ BusiNest 在籍時の支援への取組姿勢や利用状況、規則の遵守状況

・ 事業の将来性や実現可能性、地域への貢献度

・ BusiNest への理解と協力

・ 人物（人間性・価値観）、健康面 等

10. 利用の取り消しについて

利用者が以下の①～⑥に該当するときは、通知催告を要さず直ちに BusiNest 利用の許可を取り消させていただくことがあります。

- ①虚偽申告等不正行為により BusiNest 利用の許可を受けたとき。
- ②BusiNest 利用規約第 7 条に規定する禁止行為を行ったとき。
- ③BusiNest の施設や設備等を故意又は重大な過失により毀損・滅失したとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ④支援の継続が不可能であると機構が判断したとき。
- ⑤①～④のほか、機構が定める事項に違反した場合において機構が特に必要と判断したとき。

1.1. 問い合わせ及びお申し込み先

BusiNest（ビジネス）「トライアルコース」担当者

〒207-8515

東京都東大和市桜が丘 2-137-5

中小企業大学校東京校東大和寮 3階 BusiNest

電話：042-565-1195 F A X：042-565-1205

e-mail：businest@smrj.go.jp